

## やまなし未来農業応援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 CO<sub>2</sub>削減等の環境に配慮した農業、気候変動への対応、省力化等に向けたデータ農業・スマート農業の取り組み等を重点的に支援することにより、農業の「稼ぐチカラ」の最大化を図る。

### (実施方針)

第2条 この事業の実施により、CO<sub>2</sub>の削減に向けた取り組み、気候変動への対応に向けた取り組み、スマート農業等の導入による農業生産の効率化・低コスト化、農産物の高付加価値化・高品質化を支援し、儲かる農業を実現するとともに本県農業の更なる発展を図るものとする。

2 この事業は、きめ細かな支援により、本県の果樹を中心とした特色ある産地の維持、発展、活性化につながる施策を補完し、地域の実情に応じつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

3 この事業の実施に当たっては、地域の先導的な取り組みと判断され、かつ、投資が過剰とならないよう個々の農家及び組織の経営収支等を十分考慮するものとする。

### (実施地域)

第3条 この事業の対象となる地域は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条第2項第2号に規定する農業振興地域内にあること。ただし、この地域と一体的に農業の振興を図ることが適当と認められる隣接地域を含むことができるものとする。
- (2) 地域農業の振興を図るための推進体制が整っている市町村の区域内にあること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の策定市町村の区域内にあること。

### (事業実施主体等)

第4条 この事業の実施主体、事業種目等は別紙のとおりとする。

2 事業実施期間は原則として1年間とし、事業目標年度は事業実施年度の3年後とする。

### (実施計画の承認の手続き)

第5条 事業が採択された事業実施主体は、補助金の交付申請の前に、次の手続きにより実施計画の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書(以下「実施計画」という。)を作成し、市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、実施計画を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 知事は、(2)により提出された実施計画の内容が適当であると認められるときは、速やかに承認し、市町村長へ通知するものとする。

(4) 市町村長は、(3)により承認を受けたときは、事業実施主体へ通知するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 交付要綱第5条第1号に定める補助金変更承認申請を行うときは、あらかじめ前条に準じて、実施計画の変更の手続きを行うものとする。

(工事の着工及び竣工)

第7条 工事の着工及び竣工については、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事の着工

事業実施主体は、工事に着工するときは、速やかにその旨を文書によって市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長は、知事に報告するものとする。

(2) 工事の竣工

事業実施主体は、工事が竣工したときは、速やかにその旨を市町村長に報告するものとし、市町村長は当該報告書に基づき竣工検査を実施し、工事が適正に行われたことを確認して、知事に報告するものとする。

知事は、必要に応じ当該事業の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示し、補助事業の適正を期するものとする。

(推進体制)

第8条 市町村長は、実施計画の策定及び事業の実施に当たり、指導・推進体制を整備するとともに、農業委員会、各種農業団体、土地改良区等との緊密な連携のもとに農業者等の自主性と創意工夫に十分配慮しつつ、事業の適正かつ効果的な実施に当たるものとする。

2 知事は、地域の実情に配慮しつつ、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう関係各課との調整を図るものとする。

(県の助成)

第9条 知事は、予算の範囲内において、事業実施主体が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費について、市町村に助成するものとする。

(事業実施後の措置)

第10条 事業実施主体は、実施計画に基づいて整備した施設等について当該事業の趣旨に即して適正に管理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、事業実施主体が整備した施設等が実施計画に従って適正に管理運営され、事業の効率的な推進が図られるよう指導に努めるものとする。

3 事業実施主体は、実施計画に基づく事業が完了した年度の翌年度から第4条第2項で定めた事業目標年度までの間、毎年度、当該年度における実施計画に記載された目標の達成状況等を市町村長に提出するものとする。

- 4 前項により提出を受けた市町村長は、内容を確認のうえ知事へ報告するものとする。
- 5 知事は、これにより目標の達成が著しく困難だと判断した場合は、市町村長を通じ、事業実施主体に改善計画等の提出を求めることができるものとする。

(書類の提出)

第11条 この要領に基づく書類について、市町村長は当該市町村を所管する農務事務所に、事業実施主体は原則として事業を実施しようとする地区を所管する市町村長に提出するものとする。なお、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する場合にあっては、関係機関の間で調整を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 未来を拓くやまなし農業応援事業実施要領については、廃止する。ただし、未来を拓くやまなし農業応援事業実施要領に基づき実施された事業については、この要領廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 やまなし農業・農村総合支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。
- 4 やまなし農業ルネサンス総合支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。
- 5 旬のやまなし・地産地消支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月22日から施行し、令和4年6月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。